

## 次の国会での改憲案発議に反対する意見書（案）

安倍首相は地元・山口県での講演会で、9月の自民党総裁選に関連して、「いつまでも議論だけが続けるわけにはいかない」とし、改憲案を「自民党として次の国会で提出できるよう、取りまとめを加速する」と表明しました。安倍首相は先の通常国会に際しても、改憲の「実現の時」を迎えていると通常国会での改憲案発議をめざしましたが、実現しませんでした。改めての首相発言は、改憲へのこだわりを浮き彫りにするとともに、総裁選など政局での求心力確保の思惑も絡むと報道されました。

安倍首相は通常国会の閉幕にあたって、「自民党としての憲法改正案を速やかに国会へ提出できるよう、取りまとめを加速する」と発言していますが、今回の発言は「次の国会」、すなわち秋の臨時国会と時期を明示しており、決して看過できません。自民党の船田憲法改正推進本部長代行も「行政の長が憲法改正についてものを言うのは、あまり望ましいこととは思わない」と指摘しているように、憲法の尊重擁護義務がある首相としての配慮は、みじんもない発言です。

安倍首相が昨年5月、憲法9条に自衛隊を明記するなどの明文改憲を打ち出したことを受け、自民党は同党案のとりまとめを続け、国会発議をめざしてきましたが、正式に決められず、先の通常国会では衆参の憲法審査会での実質審議も行われていません。安倍政権が「森友」や「加計」問題で追い詰められていたのに加え、国民の多数が改憲を望まず、改憲を支持していないためです。

共同通信社が8月25日、26日に実施した世論調査でも、秋の臨時国会に自民党改憲案を提出したいとする安倍首相の意向に「反対」との回答は49.0%で、「賛成」の36.7%を上回っています。総裁選で改憲を争点に持ち出し、次の国会に自民党の改憲案を提出するというのは、こうした国民世論を踏みにじるものです。

よって本議会は、次の国会での改憲案発議に強く反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年 月 日

新潟市議会議長  
永井 武弘

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 } 宛